

富山県立大学における動物実験等に関する規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 動物実験委員会（第 6 条－第 11 条）
- 第 3 章 施設等の設置（第 12 条－第 16 条）
- 第 4 章 動物実験の実施（第 17 条－第 19 条）
- 第 5 章 実験動物の飼養及び保管（第 20 条－第 28 条）
- 第 6 章 安全管理（第 29 条・第 30 条）
- 第 7 章 教育訓練等（第 31 条－第 33 条）
- 第 8 章 補則（第 34 条－第 36 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、富山県立大学（以下「本学」という。）において、科学的観点、動物福祉の観点、環境保全の観点並びに教職員及び学生等の安全確保の観点から、動物実験等を適正に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等の実施については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）その他の関係法令等（以下「法令等」という。）に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験 教育又は研究のために実験動物に実験的処置を加えることをいう。

(2) 実験動物 動物実験に供する哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。

(3) 動物実験等 動物実験並びに実験動物の飼養及び保管をいう。

(4) 施設等 実験動物を恒常的に飼養し、又は保管する施設（以下「飼養保管施設」という。）及び動物実験（48 時間以内の一時的保管を含

む。)を実施する実験室(以下「実験室」という。)をいう。

(5) 動物実験計画 動物実験の実施に関する計画をいう。

(6) 実験実施者 教員、学生その他の動物実験等の実施に携わる者をいう。

(7) 実験責任者 実験実施者のうち、個々の動物実験計画の策定及び動物実験等の実施を統括する者をいう。

(8) 施設管理者 実験動物及び施設等の管理を統括する者で、当該実験動物及び施設等を所管する学科又は専攻の主任教授(生物工学研究センターにあっては、所長。以下「主任教授等」という。)が指名する者をいう。

(9) 実験動物管理者 施設管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。

(10) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(基本原則)

第3条 動物実験の実施に当たっては、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するとともに、できる限り動物に苦痛を与えない方法によらなければならない。

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実施する哺乳類、鳥類又は爬虫類の生体を用いる全ての動物実験に適用する。

2 実験責任者は、動物実験について、本学以外の機関等に委託し、又は本学以外の機関等の施設及び設備を使用して実施する場合においても、法令等及びこの規程の遵守に努めるものとする。

(学長の責務)

第5条 学長は、本学における動物実験等に関する最終的な責任を有し、動物実験計画の承認、動物実験の実施状況の把握その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じる。

第2章 動物実験委員会

(動物実験委員会)

第6条 本学に富山県立大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 本学の教員の中から学長が任命する者

(2) 事務局長

(3) 本学の教員以外の専門家の中から学長が委嘱する者

3 前項の委員の選出は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、及びその他学識経験を有する者をそれぞれ1名以上含める。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(所掌事項)

第9条 委員会は、学長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について調査又は審議し、及び学長に対し助言又は報告するものとする。

(1) この規程の運用に関すること。

(2) この規程の改廃に関すること。

(3) 施設等の審査に関すること。

(4) 動物実験計画の審査に関すること。

(5) 動物実験の実施状況に関すること。

(6) 実験動物の飼養及び保管に関すること。

(7) 動物実験等に係る教育訓練に関すること。

(8) 動物実験の法令等及びこの規程への適合性に係る点検及び評価に関すること。

(9) その他動物実験等に関すること。

(運営)

第10条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

5 委員は、自ら実験責任者となる動物実験計画の審査に加わらないものとする。

(書面による議決)

第11条 委員長は、適当であると判断する場合は、書面をもって委員の意

見を徴し、会議に代えることができる。この場合において、前条第3項中「出席した委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

第3章 施設等の設置

(飼養保管施設の設置)

第12条 飼養保管施設を設置する場合は、主任教授等は、飼養保管施設承認申請書(様式第1号)を学長に提出し、その承認を得なければならない。

2 学長は、前項の規定による申請があったときは、委員会の審査を経て承認の可否を決定するものとする。

(飼養保管施設の要件)

第13条 飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

(2) 飼養し、又は保管する実験動物の種類、数等に応じた設備を有すること。

(3) 床、内壁等が清掃、消毒等が容易な構造であり、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4) 実験動物が室外へ逸走しない構造及び強度を有すること。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。

(6) 実験動物管理者が置かれていること

(実験室の設置)

第14条 飼養保管施設以外において、実験室を設置する場合は、主任教授等は、実験室承認申請書(様式第2号)を学長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の承認については、第12条第2項の規定を準用する。

(実験室の要件)

第15条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 実験動物が室外へ逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 実験動物の汚物、血液等による汚染に対して清掃、消毒等が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態が保たれ、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が講じられていること。

(施設等の廃止)

第16条 施設等を廃止する場合は、施設管理者は、施設等廃止届(様式第3号)を学長に提出しなければならない。

- 2 施設等の廃止に当たっては、施設管理者は、必要に応じて、実験責任者と協力し、飼養し、又は保管している実験動物を本学以外の機関等の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

第4章 動物実験の実施

(動物実験計画の審査)

第17条 実験責任者は、動物実験の開始前に、動物実験申請書(様式第4号。以下「申請書」という。)を学長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の規定による申請は、主任教授等を経由して行うものとする。

- 3 第1項の承認については、第12条第2項の規定を準用する。

- 4 実験責任者は、第1項の規定により承認された申請書の内容を変更しようとするときは、動物実験変更届(様式第5号)を学長に提出しなければならない。ただし、実験方法、実験責任者、使用する動物の種類等の主要な内容を変更する場合は、第1項の規定によらなければならない。

(実施結果の報告)

第18条 実験責任者は、動物実験を終了し、又は中止した場合は、その実施の結果について、動物実験結果報告書(様式第6号)を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の実施の結果について、委員会に報告する。

- 3 委員会は、前項の報告に対し、必要に応じ助言を行うものとする。

(計画の立案及び実験の実施)

第19条 実験責任者は、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験を適正に実施しなければならない。

- (1) 次に掲げる事項を踏まえ、適正な動物実験の方法を選択して実施すること。

ア 代替法の利用

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

イ 実験動物の選択

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、次に掲げる事項を考慮し、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

- (ア) 動物実験の目的に適した実験動物の種類

- (イ) 実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数

(ウ) 実験動物の遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件

ウ 苦痛の軽減

科学上の利用に必要な限度において、できる限り実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。

(2) 第12条第1項又は第14条第1項の規定により承認を得た施設等において実施すること。

(3) 物理的又は化学的に危険な材料、病原体等を取り扱う動物実験、遺伝子組換え動物を用いる実験等、安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験を実施する場合は、関連する法令、本学の規程等を遵守すること。

(4) 動物実験の実施に先立ち、必要な手技等の習得に努めること。

(5) 実験終了後、実験動物の終生飼養を行わない場合は、できるだけ速やかに安楽死の処置を行うこと。

(6) 実験動物の死体、汚物等の廃棄物は、最終処理に至るまでの間、環境汚染の原因とならないよう配慮すること。

第5章 実験動物の飼養及び保管

(手引の作成と周知)

第20条 施設管理者は、実験動物の飼養及び保管のための手引を作成し、実験実施者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第21条 実験実施者は、前条の手引を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第22条 施設管理者は、法令等に基づき適正に管理されている機関等より実験動物を導入しなければならない。

2 施設管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて適切な検疫、既存の実験動物から隔離した飼養等の措置を講じなければならない。

3 施設管理者は、必要に応じて実験動物の飼養保管施設内の環境への順化又は順応を図るための措置を講じなければならない。

(給餌、給水等)

第23条 実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌、給水等を行わなければならない。

(健康管理)

第24条 実験実施者は、実験動物が動物実験以外で傷害を受け、又は疾病にかかることを予防するため、これに必要な健康管理に努めなければならない。

2 実験実施者は、実験動物が動物実験以外で傷害を受け、又は疾病にか

かった場合は、これの適切な治療等に努めなければならない。

(異種又は複数の実験動物の飼養保管)

第 25 条 施設管理者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養し、又は保管する場合は、動物実験の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容等の適切な措置を講じなければならない。

(記録の保存及び報告)

第 26 条 施設管理者は、実験責任者に、実験動物の入手先、飼養の履歴、病歴等を記録し、及び保存させなければならない。

2 施設管理者は、年度ごとに飼養し、及び保管した実験動物の種類、数等について、飼養保管数等報告書(様式第7号)を学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第 27 条 施設管理者は、実験動物の譲渡に当たり、その生理、生態、習性等、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第 28 条 施設管理者は、実験動物の輸送に当たり、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害の発生の防止に努めなければならない。

第 6 章 安全管理

(危害防止)

第 29 条 施設管理者は、実験動物が施設等から逸走した場合の当該実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 施設管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等の外に逸走した場合は、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 施設管理者は、実験実施者について、実験動物に由来する感染症及び

実験動物による咬傷等^{こう}に対し、予防のため必要な措置を講じるとともに、当該感染症等の発生時に講ずべき措置をあらかじめ定めなければならない。

4 施設管理者は、動物実験等に関係のない者が実験動物に接触しないよう必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第 30 条 施設管理者は、地震、火災等の緊急事態が発生したときに講ずべき措置をあらかじめ定め、実験実施者に対して周知を図らなければならない。

2 施設管理者は、緊急事態が発生したときは、実験動物の保護及び実験動物の施設等の外への逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

第7章 教育訓練等

(教育訓練)

第31条 学長は、動物実験等を適切に実施するため、委員会に、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者を対象とした教育訓練を行わせる。

(自己点検・評価)

第32条 学長は、本学における動物実験の法令等及びこの規程への適合性に関し、定期的に、委員会に、点検及び評価を行わせる。

2 委員会は、施設管理者、実験動物管理者及び実験責任者に、前項の点検及び評価のための資料の提出を求めることができる。

(情報公開)

第33条 学長は、前条第1項の点検及び評価の結果等の本学における動物実験に関する情報を適切な方法により公表する。

第8章 補則

(準用)

第34条 第2条第2号に定める実験動物以外の動物の生体を使用する動物実験については、この規程の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(事務)

第35条 この規程に関する事務は、事務局経営企画課が行う。

(細則)

第36条 この規程に定めるもののほか、動物実験等の適正な実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月23日から施行する。